

いじめ対策における構造的課題（要約）

① 初動対応の体系的な遅れ

兆候・相談があっても「様子見」「子ども同士のトラブル」として先送りされ、早期是正の機会を恒常的に逸している。

② 事実確認の質的欠陥

被害の全体像を把握せず、加害側供述や一部情報に依存した調査が行われ、客観性・網羅性が欠如している。

③ 被害者保護の原則不履行

安全確保よりも事態の沈静化や形式的対応が優先され、被害者側に自己防衛や別室対応を求める「排除構図」が生じている。

④ 加害行為停止・指導の不徹底

毅然とした指導・継続監視が行われず、「悪意はない」「謝った」で行為停止を事実上放棄している。

⑤ 「いじめ解消」の誤運用

謝罪や一時的沈静化をもって解決扱いとし、ガイドラインの解消要件（再発防止・見守り）を満たしていない。

⑥ 重大事態認識の遅延・回避

不登校や精神的影響が明白でも重大事態として扱われず、報告・第三者調査が遅延または回避されている。

⑦ 調査主体の独立性・公正性不足

内部関係者中心の調査や結論先行により、第三者性が担保されず信頼性が損なわれている。

⑧ 記録管理・説明責任・対話の欠如

記録不備や説明拒否により、検証・改善が不能となり、被害者との対話が断絶している。

総括（ひと言）

「被害者を守り切る」という原則が、初動・調査・指導・記録の各段階で制度的に機能していない——これが資料全体から浮かび上がる最大の課題です。